

甲賀市文化財保護基本方針

平成 21 年（2009 年）4 月

甲賀市教育委員会

第1章. 基本方針策定の主旨

1. 基本方針策定の背景

甲賀市は、平成16年10月に旧甲賀郡のうち、水口・土山・甲賀・甲南・信楽の5町が合併して誕生しました。

古代、聖武天皇によって造営された紫香楽宮、中世における甲賀武士の活躍や近世東海道の宿場町や城下町の賑わいなど、甲賀の地は常に歴史の大きな舞台となり、特色ある歴史、文化、自然、景観を紡いできた地域です。質、量ともに全国有数を誇る豊かな文化財はその証であり、滋賀県内有数の指定文化財保有市となっています。

文化財は先人から受け継いだ貴重な財産であり、豊かな歴史文化の象徴です。旧町時代から行われてきた文化財の調査と指定、文化財の保存と活用を軸とした保護事業を継承し、その保存を着実なものとするはもとより、市民が文化財に親しみ、甲賀市の魅力を一層発信していくため、その積極的な活用を図ります。

平成19年3月に策定された『甲賀市総合計画』では、「郷土の歴史や伝統文化に誇りを感じ、自分たちのまちをよくしたいという熱い思いと行動力のある人を育てる」として、まちづくりの目標に「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」を掲げています。私たちはその核として文化財の保存と活用の方向性を示すこととします。

2. 基本方針の必要性

5町の合併により、市が扱う文化財も多種多様な分野に及び、また広範な地域に分布するようになり、これらを包括的に管理することが求められるようになってきました。

文化財の現状をみても、5つの町で指定している文化財の点数や種別にも偏りが見られ、それを是正するためにも、調査方針や保護管理の方向性の構築が急がれます。また新名神高速道路の開通に伴う民間開発事業も増大し、このことに対応した埋蔵文化財調査体制の確立や、史跡紫香楽宮跡の継続した調査、特色ある活動を展開してきた資料館施設の今後のあり方、あるいは本市の歴史文化の推移を綴る市史編纂事業、さらに市民との協働の視点やまちづくりへの活用など、本市の文化財保護行政の課題は多岐に渡るようになってきました。そしてそれぞれの分野が有機的に連携しあいながら、地域の実情に合った均衡ある文化財への保護施策が展開されなければなりません。さらに地方分権の推進により自己決定と自己責任のもと、魅力ある自立した地域の創造が、地方に与えられた課題と言えます。そのため甲賀市固有の文化を尊重し、文化財の保護とその価値の継承を確実なものにする施策の確立が急務であり、しかも十分な説明責任を果たすことが求められてきています。

そこで平成16年10月に施行された「甲賀市文化財保護条例」にも遵守しつつ、本市の文化財保護行政の今後の展開方向について、中長期的な指針を提示するため、次のとおり基本方針を定めます。

3. 基本となる8つの方針

1 文化財調査事業の充実と指定の促進
2 文化財保護・管理事業の推進
3 埋蔵文化財の保護と活用の推進
4 資料館施設等の充実
5 市史編纂事業の推進
6 文化財を保護する組織体制の充実
7 市民との協働・連携による文化財の保護と活用
8 文化財の活用と歴史資産を活かしたまちづくり

第2章 文化財保護の基本方針

1. 文化財調査事業の充実と指定の促進

(1) 文化財指定の現状について

文化財保護法に定めるところによれば、文化財とは有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、そして埋蔵文化財などの種別があり【参考資料①参照】、本市においても、国・県・市で指定した文化財数は254件を数え(平成21年3月現在)、県下有数の保有数を誇ります。

指定種別でみると、美術工芸品が147件で、中でも彫刻類が105件と全体の40%強を占め本市の特徴となっています。建造物は国登録文化財を含め44件、史跡では、国指定史跡として著名な史跡紫香楽宮跡はじめ22件あり、また天然記念物は32件あって、国の特別天然記念物のカモシカなども本市を代表する文化財といえます。【参考資料②参照】

一方埋蔵文化財では、周知遺跡は530箇所に達し、その内中世城館遺跡が204箇所と全体の38%を占め、平成20年7月にはその内の5遺跡が「甲賀郡中惣遺跡群」として国指定史跡となりました。

指定文化財のうち、市指定については旧町の町指定文化財を引き継いだもので、甲賀町地域が突出して多く、5つの町の間で市指定文化財の数において偏りが見られます。これは地域により歴史資産が偏在していることにもよりますが、旧町ごとに文化財の指定方針に違いがあったことが要因と思われます。また担当者の専門性の違いから、指定した文化財の種別にも差異がみられ、その偏りを是正することが課題です。【参考資料③参照】

(2) 文化財保護の課題

甲賀市が保有する文化財について、保護のための課題を概述します。尚、埋蔵文化財については第3項で詳述します。

①. 有形文化財

建造物

- ・老朽化の著しい建造物の保存修理事業の実施
- ・自動火災報知機、避雷針、放水銃などの防災設備の設置と保守点検の実施
- ・未指定の建造物の実態調査
- ・指定の促進と国登録文化財制度の活用

美術工芸品 【絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等】

- ・彫刻等の保存修理事業の実施
- ・収蔵庫建設等、防火防犯対策の徹底
- ・未指定の美術工芸品等の実態調査の実施
- ・指定の促進

②. 無形文化財

- ・無形文化財の指定と技術保持者の認定の促進
- ・技術保持者の技術の記録保存

③ 民俗文化財

- ・民俗芸能等無形民俗文化財の実態調査と記録作成
- ・有形民俗文化財の用具収集と調査事業の促進
- ・民俗芸能における用具の修復と後継者の育成
- ・無形民俗文化財、有形民俗文化財の指定の促進

④ 記念物

- ・重要遺跡の史跡指定の推進
- ・国指定史跡の保存管理計画の作成
- ・名勝・天然記念物の実態調査の促進
- ・未指定の記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物を含む）の実態調査の促進

(3) 調査と指定の促進

各地域の均衡ある文化財の指定を目指す必要があります、そのためには、いずれの分野においても実態を把握する悉皆調査の実施が不可欠です。調書を揃え、その価値を把握した上で、歴史上学術上貴重な物件について早急に指定を行い、保護の措置を講じるように努めます。また本市では現在指定物件はありませんが、近年の文化財概念の拡大により、文化的景観や文化財の保存技術、民俗技術なども視野に入れ

て取り組みます。

(4) 指定評価の明確化

市指定文化財については、指定基準を明確にし、国、県基準に準じ、学術的水準を保つとともに、歴史的文化的な特徴を示す歴史遺産を指定対象として取り上げるよう努めます。

2 文化財保護・管理事業の推進

(1) 指定文化財の保存修理事業の継続

文化財を適切に保護し後世に継承していくためには、日ごろから保護管理意識を高め、虫害や雨露による損傷に注意を払わねばならず、また損傷が著しい場合は、解体などの根本修理を施す必要があります。実態調査を行い、その当時の状況を明らかにし、文化財的価値を損ねることなく復元的修理を行うよう努めます。甲賀市においても、有形文化財の保存修理を継続することにより、将来に向けて文化財が保存されることとなります。

(2) 指定文化財の管理事業の実施と補助の継続

貴重な指定文化財を火災、災害、盗難から未然に防ぐために、様々な管理事業の制度が設けられています。建造物における防災設備、美術工芸彫刻における収蔵庫の建設、防火防犯設備の設置などにより不慮の事故から文化財の滅失を防ぐよう努めます。

また民俗文化財については、少子化という今日の社会現象により、後継者の育成が危ぶまれており、そうした保存伝承活動や、祭りの用具の修復も推進していきます。

これらの管理事業や保存伝承活動に対して市としてもその経費の一部を補助しており、引き続き財政支援を行うよう進めます。

(3) 史跡の保存管理計画の策定

史跡を適切に管理し活用を図るため、国指定の史跡（紫香楽宮跡、垂水斎王頓宮跡、甲賀郡中惣遺跡群）では、保存の基本方針を定めた「保存管理計画」の策定が必要です。地域区分の設定や現状変更の取扱いについて定め、それをもとに整備活用に関する構想・計画を立案を図ります。

(4) 防火・防犯対策の確立と危機管理意識の高揚

全国各地において、不審者の侵入により文化財の毀損や盗難に遭う恐れが高まっ

てきています。市内指定文化財の大半を占めるのが、建造物や彫刻といった木造であり、火災の危険性が高く、また無住社寺の盗難対策も急がれます。

このため、市の地域防災計画に準拠した文化財防災対応マニュアルの作成や文化財防火デー等を広く周知し、防火対策を進めるとともに、文化財に対する地域ぐるみの防犯活動などを促進することにより、地域住民の危機管理意識の高揚を図ります。

(5) 新たな支援制度の検討

劣化した建造物の修復や史跡の景観維持のための草刈、民俗芸能に使用する衣装や道具等の整備など、文化財の保存と管理には多額の経費を必要とします。

現在、市では経費の一部を補助していますが、文化財を守り、伝統を継承していく上で十分な措置であるとはいえません。

そのため、文化財の保存・活用をより一層推進していくために、今後、国・県関係予算だけでなく、各種財団等の助成制度を積極的に活用します。

3. 埋蔵文化財の保護と活用の推進

(1) 詳細分布調査の実施

どの地域にどのような遺跡が分布しているかを把握する全市的な詳細分布調査が必要です。合併したことにより、地域によって、分布調査が行われているところと、未実施のところがあり、遺跡の分布状況が正確に把握できていないのが現状です。遺跡の有無を判断する基礎資料であり、その結果を遺跡地図や遺跡GISに反映することにより、開発事業者との対応を円滑に進めるよう努めます。

(2) 発掘調査の推進と開発事業

埋蔵文化財の保護は保存と開発の調和を図りながら進められます。埋蔵文化財包蔵地内で開発工事が行われる際には、文化財保護法に基づいて届け書を提出して発掘調査を実施することになります。その結果、重要な調査結果が得られた場合は保存協議を行い、やむを得ず開発に至る場合は発掘調査報告書に記載されて記録保存が図られます。こうした法に則って円滑に埋蔵文化財発掘調査が進められるように体制整備の充実を促進します。

(3) 遺跡の情報公開と遺跡GISの導入

県下で最も企業進出が盛んな本市では、新市誕生後、開発事業計画に伴う試掘や遺跡照会が急増した結果、新遺跡の発見や範囲の変更が相次ぎ、日々更新されている状況です。その中で新名神の開通は、この増加傾向をさらに加速させる要因とな

っています。

滋賀県教育委員会発行の「滋賀県遺跡地図」により周知を図っているところですが、開発の増加する本市においては、遺跡地図だけでは対応が困難な状況となっています。開発者の要請や遺跡保護の観点からもデータの更新、公開がいち早くできるよう、遺跡データのデジタル化を進め、遺跡GIS (Geographic Information Systems) の整備、ホームページ上での遺跡照会や遺跡地図の閲覧を積極的に推進します。

(4) 遺物の管理と活用の推進

開発により消滅する遺跡の記録作成のため、事業者負担による発掘調査を実施していますが、発見した資料を広く市民に公開し、文化財保護の意識を高めなければ、甲賀市が真の文化財保護行政の役割を果たしているとは言えません。

市民の埋蔵文化財に対する関心を高め、保護への理解を深めるために、発掘調査で出土した遺物や調査資料等を整理保管し、市民に公開できるよう計画します。とりわけ、質、量とも増加の一途を辿っている遺物の収蔵・公開施設の設置を検討します。

(5) 滋賀県との協働事業推進

四半世紀にわたる地道な発掘調査が、紫香楽宮の歴史的重要性を明らかにし、多くの人々の関心を集めるようになりました。一方で、山積する問題が顕在化し、このままでは遺跡保全が進展しえない状況になりつつあります。

調査で得た価値を顕在化させ、社会に活かすことは、甲賀市だけにとどまらず、滋賀県全体の利益と繋がることになり、より緊密な両者の連携が不可欠です。

紫香楽宮跡には無限の可能性があり、協働事業の推進により県の発展に活かすべきと考えます。

4. 資料館施設等の充実

(1) 企画展等展示会の充実

市内には7つの歴史資料館施設が設置【参考資料④】されており、それぞれに地域の歴史を反映した展示が行われ、多年にわたる活動により多くの特色ある資料や人的ネットワークの蓄積があり、文化財公開の拠点施設といえます。しかし日々展示技術が進歩している中で、本市においては施設設備の充実が図れず、展示内容も更新できていないのが現状です。

市民の共有財産である文化財の公開はもちろんのこと、学芸員が調査研究した成果を「企画展」を通じて多くの市民に紹介し、甲賀市の豊かな歴史資産をテーマごとに展示できるよう努めます。市民も実際の資料を真近に接することで、町の歴史

への関心が高まるものです。

各資料館施設とのネットワークや市内関係機関の連携を図ることにより、創意工夫のある資料の保存管理、公開施設となることを目指します。

(2) 資料の収集と保管、調査研究の推進

資料館は、資料の収集と保管、そして調査研究活動が大きな役割です。専門知識を有した学芸員により、市の歴史を物語る資料の調査と研究の充実が必要であり、さらに、保存すべき資料を見つけ出し、散逸・遺棄される前に適切に収集保管することが重要です。収集あるいは寄託を受けた歴史資料、民俗資料、考古資料等を資料的価値を損なうことなく管理し、後世に受け継ぐためにも今後の収集資料の増加を見据えた収蔵施設の設置を促進します。

(3) 学校教育との連携、歴史学習への対応

市の歴史を知ることは、これからの市の進むべき方向を見定める上で大切なことであり、歴史に学ぶことの重要性を次世代を担う子供たちに伝えることが必要です。学校教育と連携し、社会科の一環として資料館で学習することが大切であり、実物の資料を見ることによる感動や学芸員の話を聞くことで、市への愛着心も高まるものです。同時に先人から受け継いだ文化財を継承し愛護していく意識も、資料館での学習を通して身につけていけるよう図ります。

5 市史編纂事業の推進

(1) 歴史文化への市民の関心の醸成

本市がもつ豊かな歴史文化を明らかにするとともに、これを市民が共有し、誇りを持てるまちづくりのための資産とするために、またふるさと甲賀の一体感と新しい時代に相応しい郷土愛の醸成を願い、全 8 巻の構成による『甲賀市史』の編さんを推進します。

(2) 資料の調査と文化財保護への寄与

市史の編さんを通じて、本市に所在する歴史資料の調査を推進し、地域史研究の基礎的資料を整理し、資料の滅失を防止するとともに、今後保存活用を講ずべき新たな文化財の情報を提供します。

(3) 蓄積される資料の保存と活用

市史編さんによって得られた資料情報を整備し、市史刊行後も地域の資産として市民がひろく活用できるよう、諸条件の整備を検討します。

6 文化財保護を促進する組織体制の充実

(1) 文化財保護審議会の充実

文化財保護審議会は、市や教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議をします。文化財の市指定の場合は、市文化財保護審議会にあらかじめ諮問することになっています。審議会委員に対して、会議だけでなく、情報提供そして助言を受ける体制づくりを目指します。

(2) 文化財保護部局の体制整備と文化財担当職員の資質向上

地域の文化財保護行政を推進するためには、その推進役となる市教育委員会への専門職員の配置を含めた体制整備が必要ですが、行財政改革の中で職員が減少しているのが現状です。

文化財行政の分野は専門性が強い上、概念の広がりにより多種多様な分野の保護・活用策を推進することが必要であり、専門職員の配置を促進します。また研修により担当職員の専門的な資質向上を図ります。

7. 市民との協働・連携による文化財の保護と活用

(1) 市民との協働・連携の重要性

これからの文化財保護政策には「市民との協働」が不可欠です。「地域の文化財は地域で守る」を基本に、市民主体で地域文化財を掘り起こし、それを調査、保護できるよう、市民との連携を深めます。そしてこれまでも市民が主体的に保護継承してきた地域の歴史文化資産を今後も地域の誇りとして守っていくために、より多くの市民が参画できるような仕組みづくりを目指します。

(2) 歴史愛好団体の育成と支援

市内には、各町に郷土史会や地域史研究会、さらにはまちづくりやボランティアガイド等、文化財に関わる団体が多数あります。広く市民に文化財についての情報を発信するため、歴史愛好団体と連携を密にして、歴史講演会や探訪事業を実施し、歴史文化に親しむ機会を設けます。そして文化財を学習している市民や市民グループの育成・支援、さらに文化財をまちづくりや観光へと活用していく方法を検討します。その際には近年増加している在住外国人への配慮も心がけます。

(3) 子ども育成事業との連携と文化財保護意識の醸成

地域の伝統や文化財を継承していく担い手は地域の子どもたちです。地域におけ

る伝統芸能や曳山囃子などの継承、学校における伝統文化の学習を通じてのふるさと体験活動が活発に行われています。

地域の伝統行事などへ親子で参加したり、高齢者を中心とした地域住民との世代を超えた対話や交流を深め、子どもの頃から地域の民俗芸能をはじめ史跡などの文化財に親しむ機会を多く作ることで、文化財を保護・継承しようとする意識を育てるよう努めます。そして子ども育成グループなどと連携し、楽しく学びながら共に町の歴史への関心を高められるよう計画します。

(4) 地域、企業等との協力体制の確立

文化財の保護・継承団体等に対する助成制度については、国、県や市の助成制度以外に、企業や財団などにも多くの助成制度があり、企業の文化への社会貢献が注目されています。また、文化財について理解や関心がある方が、文化財の保護・継承のために寄付をされることもあり、今後、地域そして企業がともに協力できる仕組みの構築（例：文化財保護基金、文化財サポーター制度）を検討します。

8. 文化財の活用と歴史資産を活かしたまちづくり

(1) 文化財情報の公開と発信

日々の調査により、新しい発見が相次いでおり、その情報を市民に分かりやすく伝えるために、市の広報に掲載する他、市ホームページを活用し、本市の歴史文化に関する情報を積極的に紹介して、文化財保護への関心を高めることが重要です。

特に市のホームページにおいては、より体系的に指定文化財の概要を写真等を掲載して充実させ、歴史情報が楽しく引き出せるように、さらに工夫を加えます。

分かりやすいパンフレット類や子供向けの歴史冊子を作成するとともに、社会教育や文化振興とも連携して、あらゆる機会を捉えて情報の発信を推進します。

(2) 文化財概念の拡大と登録文化財の活用

時代とともに文化財概念は拡大し、伝統的建造物群の保護制度が創設され、登録制度については建造物だけでなく、美術工芸や有形民俗、記念物にまで拡大し、また民俗技術なども保護対象に入り、さらに生活、生業、風土により形成された景観地である文化的景観なども、保護すべき文化財に加わりました。これに対応して甲賀市文化財保護条例についても、登録制度や景観(環境)保護といった新たな概念や手法の導入を検討します。

そうした中、本市においては近代の建造物を中心に18件が登録文化財として登録されています。登録文化財は、緩やかに保存するとともに、その建造物が歴史的景観の形成にも寄与していることから、地域の核として登録文化財を活用すること

が求められています。中には旧水口図書館のように民間団体に運営を委託する指定管理者制度を導入して、展示会や演奏会などに積極的に活用されています。

（３）観光資産としての文化財

市内に豊富に残る文化財を見学するために、市内外から多くの観光客が訪れ、その魅力に触れており、これからは、歴史的価値を損なうことなく、十分な保護管理を行ったうえで、観光資産として活用していくことも重要な視点です。そのために、市内の歴史資産を広く学べ、歴史文化情報の収集や発信を行うとともに、展示公開ができる施設の設置を検討します。

（４）歴史的風土を活かしたまちづくり

紫香楽宮などの古代の宮都、水口城城下町や東海道宿場町などの歴史的な町並み、また村落の中に佇む社寺など甲賀市内には随所に歴史的な景観が残っています。文化財は先人の長い生活風土の中で大切に守られてきたもので、今後はそれぞれの文化財を保護するだけでなく、文化財を取り巻く歴史的景観の保全とともに、多様な文化財を有機的に結びつけ、地域の一体感を感じさせる歴史的風土が築けるよう努めます。こうしたことを通じて歴史の豊かさを再認識し、地域への誇りと愛着につなげていきます。

第3章 まとめ

本市の文化財保護のための基本方針とは、文化財の基礎的な調査を実施し、その歴史的な価値を把握した上で指定を行い、後世に貴重な文化財を引き継ぐための適切な保護と管理の施策を講じることであり、方針の根幹となるところです。

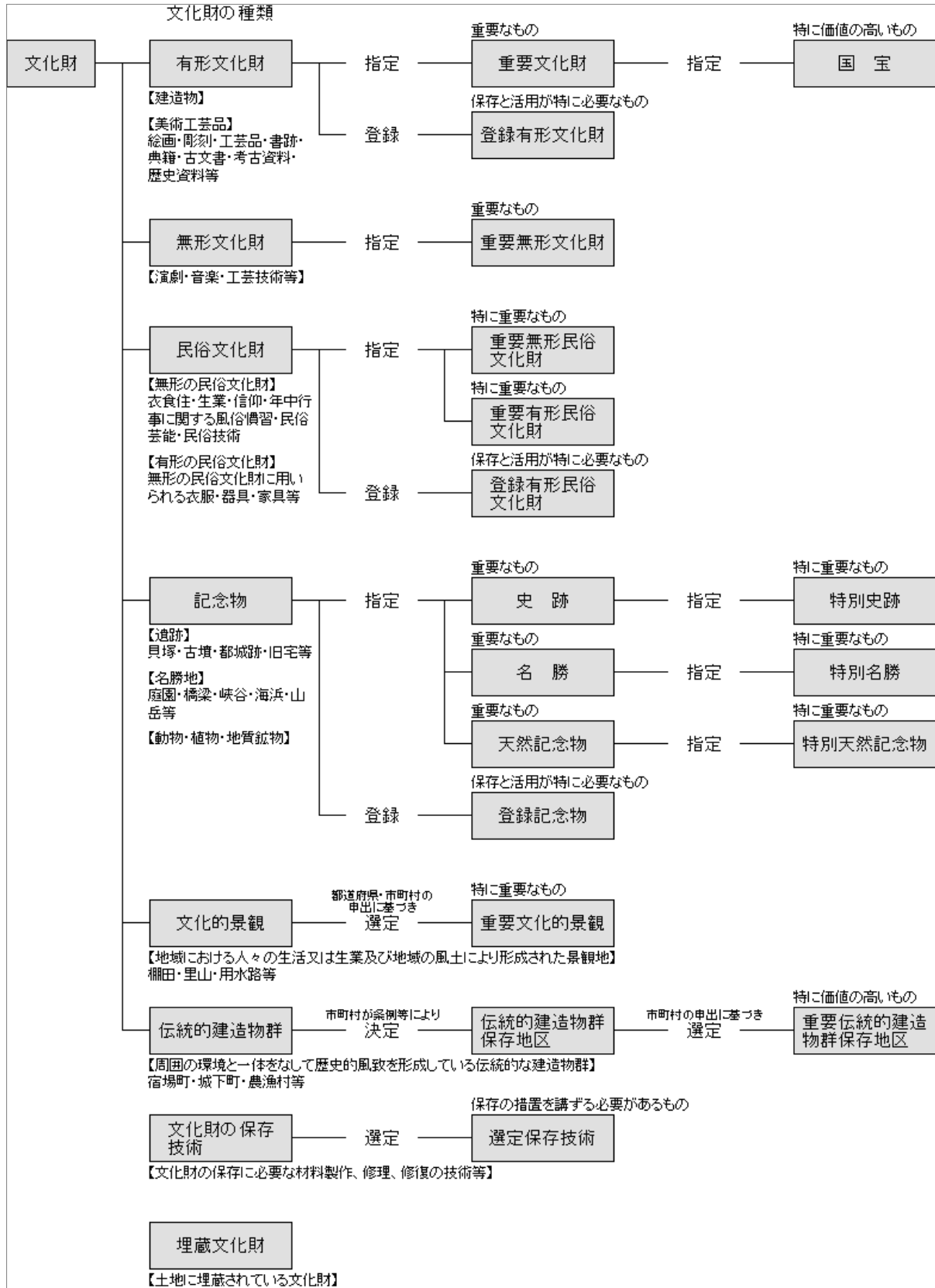
甲賀市には紫香楽宮跡をはじめ、豊かな歴史資産が数多く潜在し、日々の調査によって次々と歴史が明らかにされています。その調査成果を展示公開し、資料を保存し研究する歴史資料館の使命は大きく、また各地域に点在する歴史資産を通史として綴る市史編纂事業も、これからの甲賀市の一体感を築くためには必要な事業です。これらが文化財保護の施策と相互に関連し合って、総合的多面的な保護と活用の事業として展開できるよう計画します。

さらに、市民活動と連携することで歴史文化の裾野を広げ、わが町への愛着と誇りの機運を醸成し、それがやがて歴史と文化を大切にす町、そして歴史的な風土を醸し出す町づくりへと発展させることが大切なことです。

そのために、一度喪失すると二度と復元することが難しい、先人から受け継いだかけがえのない歴史資産を「地域の宝」として守り伝えていくことが、文化財保護の重要な役割と考えます。

【参考資料①】

文化財保護体系図



文化庁のホームページより

【参考資料②】

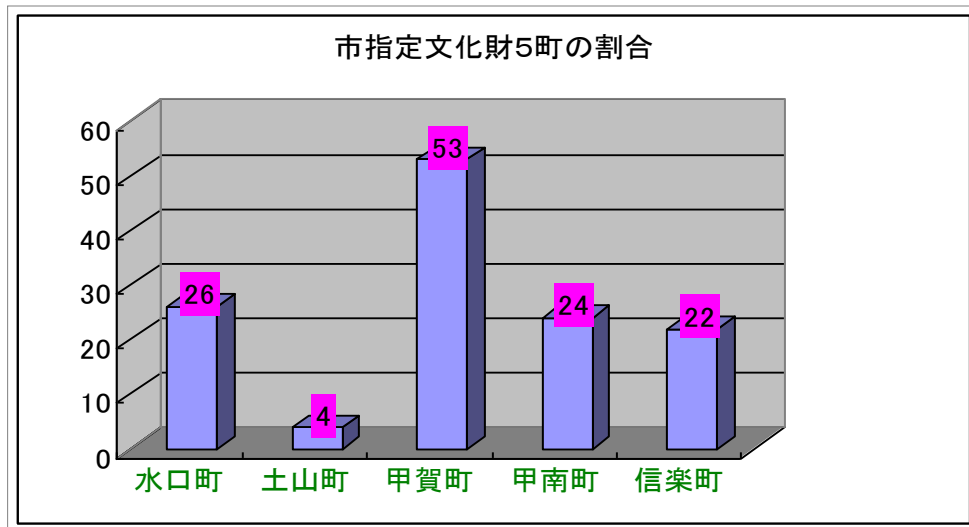
甲賀市の指定文化財総数

指定区分		国指定			県指定	市指定	計
指定種別		国宝	重要文化財	登録文化財			
有形文化財	建造物		7	17	3	17	44
	絵画				3	11	14
	彫刻		49		10	46	105
	工芸品				1	12	13
	書跡・典籍 ・古文書	2	1		2	10	15
	考古資料					4	4
	歴史資料						0
	近代化遺産			1			1
	小計	2	57	18	19	100	196
無形文化財					1	1	2
	小計		0	0	1	1	2
民俗文化財	有形				1	3	4
	無形		2		14	4	20
	選択						0
	小計		2	0	15	7	24
指定区分		国指定			県指定	市指定	計
記念物	史跡		3		6	13	22
	名勝					2	2
	天然記念物		1(特別)		1	6	8
	小計		4		7	21	32
選定技術保存							0
	小計		0	0	0	0	0
合計		2	63	18	42	129	254

【平成21年3月1日現在】

【参考資料③】

指定文化財 5 町の割合



【参考資料④】

市内の歴史資料館等展示施設

名 称	所 在 地	展 示 内 容
水口歴史民俗資料館	水口町水口	水口祭りの曳山、街道宿場資料、民俗資料
水口城資料館	水口町本丸	水口藩主加藤家及び水口城関係資料
土山歴史民俗資料館	土山町北土山	東海道具山宿、鈴鹿峠、茶業関係資料
東海道伝馬館	土山町北土山	東海道具山宿関係資料、お茶染め体験工房
甲賀歴史民俗資料館	甲賀町油日	油日神社、薬業、甲賀武士関係資料
甲南ふれあいの館	甲南町葛木	前挽き鋸製造用具、生活用具、民具資料
宮町遺跡調査事務所展示室	信楽町宮町	宮町遺跡出土遺物、土器、木簡類の展示